

リヒテンシュタインにおける新型コロナウイルス感染症予防のための措置について

【ポイント】

●10月15日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のための措置を発表

【本文】

10月15日、リヒテンシュタイン政府は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の措置を実施すると発表しました。

1 公共イベントにおける措置

(1) 全ての公共イベントにおいて、参加者間で1.5mの社会的距離が確保できない場合は、衝立の設置又はマスク着用が義務付けられます。

(2) 着席エリアについては、1席分の間隔を空けるだけではなく、1.5mの社会的距離の確保又はマスク着用が義務付けられます。

(3) イベントにおいて飲食物が提供される場合は、飲食店における措置（以下3）が適用されます。

2 私的事件における措置

(1) 一般人が参加できない公共の場や店舗で行われる私的事件は、感染防止措置を要しませんが、参加者の上限は30人までです。

(2) 30人を超える私的事件の場合は、公共イベントと同じ措置が適用されません。

3 飲食店における措置

(1) 飲食店においては、1テーブル当たりの人数が6人までに制限され、飲食は着席形式のみとなり、立食形式のアペリティフ、バー、ディスコ等は禁止されます。

(2) 飲食店の給仕担当従業員は、マスク着用が義務付けられます。

4 適用日

2020年10月19日（月）以降

※終わりの時期についての記載はなし

リヒテンシュタイン政府は、以上のマスク着用義務以外のあらゆる状況においても1.5mの社会的距離を確保できない場合の唯一の感染防護措置はマスクの着用であるため、マスクの正しい着用を推奨するとともに、衛生及び行動ルールを遵守するよう呼びかけています。

○リヒテンシュタイン政府発表（ドイツ語のみ）

<https://www.regierung.li/media/attachments/569-corona-pk-1015.pdf?t=637383611329373590>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がリヒテンシュタインから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>